

SQUARE時の利用規約

EXTRA TIME 加盟団体登録利用規約

第1条 (目的) この利用規約 (以下「本規約」といいます。) は、EXTRA TIME (以下「当サークル」といいます。) におけるテニス加盟団体の登録に関する条件を定めるものです。登録を希望する団体 (以下「申請者」といいます。) は、本規約に同意するものとします。

第2条 (登録申請) 1. 申請者は、所定の登録申請書に必要事項を記入し、当サークルに提出するものとします。 2. 当サークルは、登録申請前に、審査を行い、登録の可否を決定します。

第3条 (登録の承認) 1. 当サークルは、申請者の申請内容が適正であると認めた場合、登録を承認します。 2. 登録が承認された場合、当サークルは申請者に対し、その旨を通知します。

第4条 (登録料) 1. 申請者は、当サークルが定めた登録料を支払うものとします。 2. 登録料は返金不可とします。 3. 審査前に入金し審査結果不可の場合も返金対応は不可の為、結果に対し対応する事。

第5条 (義務) 1. 申請者は、当サークルの定款及び関連規定を遵守し、活動を行うものとします。

第6条 (登録の取り消し) 当サークルは、以下のいずれかに該当する場合、申請者の登録を取り消すことができます。 1. 申請者が本規約に違反した場合 2. 申請者の活動が社会的倫理に反した場合 3. 自らの意志で登録の取り消しを希望した場合 *3の場合再度申請の場合は再審査及び3ヶ月の期間再申請は不可とする。これは大会のみを目的に入退会を避けるためであり、他もこれを含む。

第7条 (退会) 1. 当サークルは退会時 (サブスクリプション解除) に会員からの除名とする。 2. 退会月を0として満3ヶ月間は再入会は不可とする。 3. 当サークル運営によりその限りでない

第8条 (免責事項) 1. 当サークルは、申請者の活動や第三者とのトラブルについて一切の責任を負いません。 2. 申請者の自己責任において活動を行うものとし、当サークルはその活動結果に対して責任を負わないものとします。

第9条 (規約の変更) 当サークルは、必要に応じて本規約を変更することができます。

第10条 (準拠法及び管轄裁判所) 本規約は、日本法に準拠し、本規約に関する紛争は、[所在地]の管轄裁判所を専属的な管轄裁判所とします。

施行日 本規約は、登録日より施行します。